

# 千葉県ウチダザリガニ防除実施計画

平成23年3月策定

千 葉 県

## 1 計画策定の背景

ウチダザリガニ *Pacifastacus leniusculus* は、北米大陸原産の淡水性ザリガニ類で、昭和元（1926）年から昭和 5（1930）年にかけて水産資源として輸入され、これまでに北海道、福島県、長野県、滋賀県などの高緯度もしくは標高の高い冷涼な地域でのみ定着が確認されてきた。本種は、全長 15 cmにまで成長し、淡水の底生動物としては最大級である。そして、生態系におけるキーストーン種と考えられており、さまざまな小動物の捕食や水草を切断して水生植物群落を壊滅させるなどして陸水生態系を攪乱する恐れがあることが知られている。北海道では絶滅危惧種のニホンザリガニ *Cambaroides japonicus* を駆逐していると報告され、数多くのウチダザリガニの防除が実施されている。

また、海外でも本種は侵略的外来種として問題視され、特に欧州では病気の媒介による在来ザリガニ類の減少が著しく、現在も防除にかかる各種の取り組みがなされている。

日本では、平成 18（2006）年 2 月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」の特定外来生物に指定され、飼育、運搬、保管、譲渡・販売、野外に放つことなどが禁じられている。

千葉県においては、平成 21（2009）年 9 月に利根川水系の長門川で、関東地方では始めて生息が確認され、千葉県による生息状況調査が実施された。

このような背景から、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 11 条第 2 項の規定により、パキファスタクス・レニウスクルス（ウチダザリガニ）（以下、単に「ウチダザリガニ」という。）による千葉県の生態系等並びに農林水産業に係る被害の発生を防止するため、防除実施計画を策定する。

## 2 実施主体

千葉県

## 3 防除の対象

ウチダザリガニ

## 4 防除を行う区域

千葉県全域

## 5 防除を行う期間

確認を受けた日から平成 28 年 3 月 31 日まで

## 6 現状とこれまでの取り組み

### (1) 生息状況

- ・平成21年9月に初めて生息が確認されてから平成22年1月までの捕獲情報。
- ・平成21年12月から平成22年1月に千葉県が実施した生息状況調査。
- ・平成22年10月から12月に千葉県が実施した捕獲事業。

等の情報から以下のことが推定される。

○生息範囲：利根川水系長門川、将監川および利根川

○生息密度：現在の生息密度は低いと考えられる。

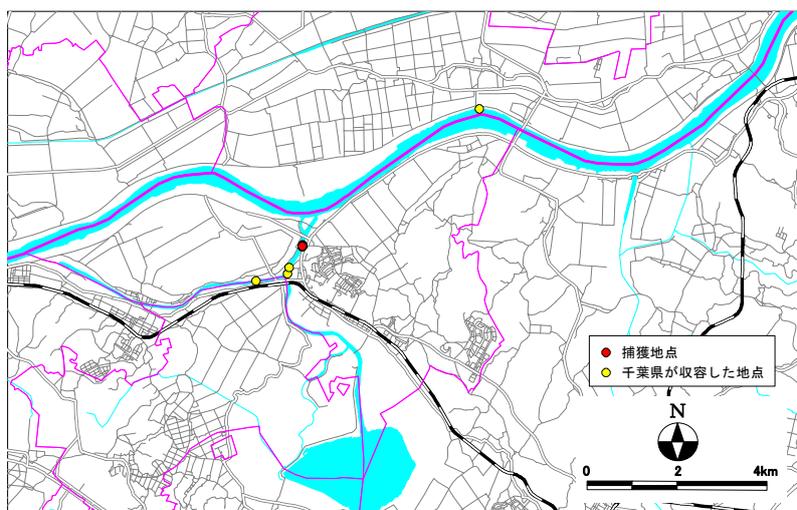


図1 捕獲地点図

●：千葉県による生息状況調査による捕獲地点

○：漁業者からの提供個体の捕獲地点

### (2) これまでの取り組み

#### 生息確認の経緯

印旛沼漁業協同組合に所属する漁業者から、平成21年9月26日および29日に、ウチダザリガニと思われるザリガニが利根川水系長門川において袋網で捕獲されたとの情報が千葉県生物多様性センターに9月29日に寄せられ、同日、センター職員がこれら2尾を緊急収容した。これらの個体は、複数の専門家による同定結果から、ウチダザリガニの成熟雌であることが確認された。

#### 捕獲情報の収集

生息確認以後、漁業者への聞き取り調査を行うとともに捕獲個体の提供を依頼し、平成22年12月12日までに合計10尾（うち雄4尾、雌6尾）が捕獲された。さらに漁業者からの聞き取りやアンケート調査などによる情報収集を行ったところ、4年ほど前からの将監川における捕獲情報を得るとともに、将監川内で

捕獲された1尾の提供を受けた。

### 生息状況調査等

千葉県では、平成21年12月から平成22年1月および平成22年10月から12月に下図に示す利根川水系の5区域において、わな漁具を用いた捕獲作業を実施したところ、平成21年度に5尾のウチダザリガニを捕獲した。平成22年度は、捕獲日数を増加して実施したが、捕獲されなかった。

これらの情報収集および捕獲作業等から、現在のウチダザリガニの生息密度は低いことが予想されるが、利根川水系の長門川、将監川および利根川の広い範囲に生息していると考えられ、今後、放置した場合には少数の個体からの生息密度の増加が懸念される。

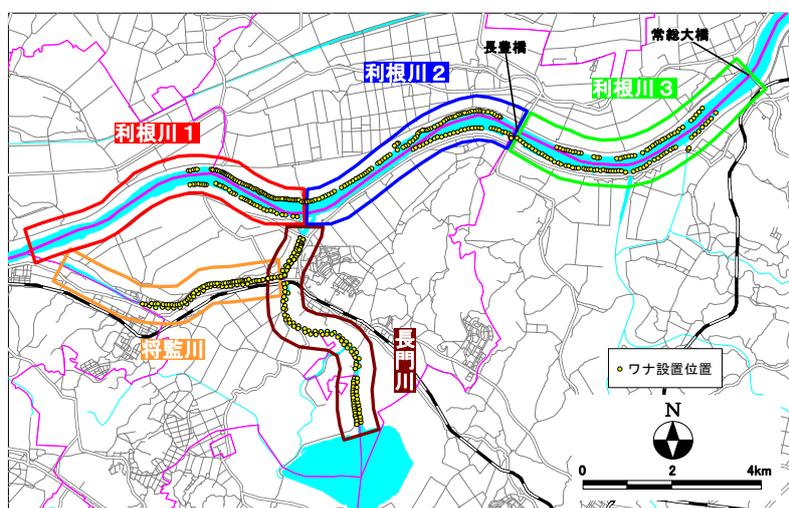


図2 調査区域図（平成21年度）

## 7 防除の目標

千葉県では、平成21年9月に利根川水系において、関東地方で初めてウチダザリガニが捕獲・確認された。捕獲場所が利根川本流にも存在することなどから、利根川水系全体への分布拡大の恐れがある。

現在の本種の生息密度は低いと考えられ、捕獲個体などからの生物学的情報が極めて乏しく、当該区域にどのように生息しているかの情報が少ない。

また、新たに侵入した外来生物対策の基本的考え方として「早期発見、早期防除」の重要性が叫ばれており、今回確認されたウチダザリガニは、外来生物法制定以後に生息が確認された事例における早期防除対策の一例として対応することが必要である。

このため、本県における防除の最終的な目標は、ウチダザリガニの県全域からの排除とするが、当面の5年間の目標としては、現在生息が確認されている利根川水系における生息個体数の低減化及び分布域拡大の阻止を図ることとする。

### (1) 生態系等に係る被害の防止

本種の定着が推測される長門川、将監川および利根川において、本種が魚類(卵含む)、底生生物、水草などを捕食することによる在来水生生物への影響や巣穴を掘ることによる土手の浸食などの影響が予想され、定着・繁殖を未然に防ぐため、分布域の拡大を阻止し、個体数を大幅に減少させることを目標とする。

### (2) 農林水産業に係る被害の防止

外来生物法における本種の防除目標には掲げられていないが、本種は繁殖能力が高く、個体数が増加した場合に、漁業操業時の混獲生物として定置網等に入網し、有用な漁獲物を捕食・捕殺するなどの被害を及ぼす可能性が高いことから、これらの操業障害の軽減化を図ることを目標とする。

## 8 防除の方法

### (1) 調査・モニタリング

これまでの調査や捕獲情報から、現在の本種の生息場所は長門川を中心として、将監川や利根川本流であると考えられる。

このため、これらの区域において操業している漁業者の協力を得て、漁獲されたウチダザリガニ個体の収集や漁獲情報の収集を行うほか、生息状況の動向を把握するため、県によるモニタリング調査を定期的実施する。

これらの捕獲情報等から生物学的情報の収集・整理を行い、今後の防除の実施に反映するように努める。

### (2) 捕獲

防除実施区域において、ワナ等を用いた捕獲により防除を実施する。

ワナの構造は、環境省がカミツキガメを対象としたモデル事業等で実績のある、「もんどりワナ」に混獲による在来カメの窒息死を防止する改良を加えたものを基本とするが、調査区域の水深等も考慮し漁具を選定して実施する。

捕獲ワナの設置位置については、これまでに実施した生息状況調査等の結果と比較を図れるよう、十分に配慮する。

漁業者等が行う捕獲については、操業時に用いる漁具を使用する。

### (3) 緊急的な防除等

防除実施区域において操業している漁業者がウチダザリガニを捕獲した場合、外来生物法により、生きたままの輸送は禁じられていることから、適切に殺処分した後に輸送することが必要である。

このため、県が防除の確認を持って防除作業を実施する場合には、関係漁業者

等に対して防除従事者証を交付し、漁業活動による捕獲個体の輸送が、緊急的な防除として取り扱いのできるよう配慮する。なお、捕獲個体の輸送の際には、逸出しないよう十分に注意して行うこととする。

#### **(4) 捕獲個体の処分**

捕獲した個体については、適切な方法で殺処分することを基本とする。なお、処分個体は、研究用試料として活用するなど捕獲した個体から得られる情報を十分に活用することにより、効果的な防除に反映させるよう努める。

#### **(5) 在来生物の捕獲等を避けるための措置**

捕獲等に用いる道具の選定、開発にあたっては、在来生物が捕獲されるおそれ小さいこと、捕獲された場合に生存が可能であることを条件とするとともに、ワナ等の捕獲用具の設置状況については定期的に巡視を行い、在来生物の保護に努める。

### **9 関係法令の遵守等**

防除の実施にあたっては、内水面漁業調整規則に基づく特別採捕に係る許可を得て実施するものとする。

また、上記以外に必要な場合には他法令に基づき必要となる手続を行うなど、関係法令を遵守し、捕獲は当該許可等の条件の範囲内で実施するものとする。

捕獲に際しては、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する書類及び他法令の許可等を得ていることを証する書類を携帯する。

防除に使用する用具には、用具ごとに、法に基づく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識を装着する。

### **10 調査研究**

効果的な防除手法の検討、生息状況の把握、生態的特性の解明などにあたっての各種の分析などについて、大学、試験研究機関等の協力を経て調査研究を進めることとする。

### **11 普及啓発**

防除についての地域住民等の理解と協力を得るために、ウチダザリガニに関する知見及び防除の概要について、ホームページ等を利用し、普及啓発を行うよう努める。

